

茨城県自治研修協議会規約

(名称)

第1条 この会は、茨城県自治研修協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、茨城県自治研修所（以下「研修所」という。）が実施する県並びに市町村職員研修の効果的かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、市町村、茨城県市長会（以下「市長会」という。）、茨城県町村会（以下「町村会」という。）及び茨城県で構成する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県及び市町村職員研修の調査研究に関すること。
- (2) 市町村職員研修計画の策定に関すること。
- (3) 市町村職員研修における研修教材等の作成に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

(協議会)

第5条 協議会に会長、顧問及び委員を置く。

(会長)

第6条 会長は、茨城県総務部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(顧問)

第7条 顧問は、市長会長及び町村会長をもって充てる。

2 顧問は、必要に応じ協議会に出席し、意見を述べることができる。

(委員)

第8条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者を会長が委嘱する。

- (1) 市町村の職員研修担当課長のうち市長会及び町村会が推薦する者 5名
- (2) 市長会事務局長の職にある者
- (3) 町村会事務局長の職にある者
- (4) 茨城県自治研修所長の職にある者
- (5) 茨城県人事課長の職にある者
- (6) 茨城県市町村課長の職にある者

(監事)

第9条 協議会の会計を監査するため監事を置き、次の各号に掲げる者を会長が委嘱する。

- (1) 市町村の職員研修担当課長のうち市長会及び町村会が推薦する者 1名
- (2) 茨城県市長会事務局次長の職にある者
- (3) 茨城県町村会事務局次長の職にある者

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長及び委員で構成し、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改廃（軽微な改正を除く。）に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 市町村職員研修計画に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し重要な事項に関すること。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員が会議の議長となる。

(研修運営企画委員会)

第11条 協議会に研修運営企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 市町村職員研修計画の策定に関すること。
- (2) 協議会の事業に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(委員会の構成)

第12条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者を会長が委嘱する。

- (1) 第8条第1項第1号の規定に基づく委員の属する市町村の職員研修担当者 5名
- (2) 前号以外の市町村の職員研修担当者 5名
- (3) 市長会事務局企画振興課長の職にある者
- (4) 町村会事務局企画振興課長の職にある者
- (5) 茨城県総務部人事課職員（人材育成担当） 1名
- (6) 茨城県総務部市町村課課長補佐（行政担当）
- (7) 茨城県自治研修所副所長

(委員会の運営)

第13条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員会の委員の中から互選するものとし、議事を整理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第14条 会長は、次に掲げる事項について各市町村に報告するものとする。

- (1) 協議会の事業に関すること。
- (2) 市町村職員研修計画に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(経費)

第15条 協議会の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。ただし、第4条第3号の経費は、次によるものとする

- (1) 第3号の経費は、市町村が実費を負担する。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(出納の閉鎖)

第17条 協議会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するため、茨城県自治研修所内に事務局を置く。

2 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務局次長 1人
- (3) 書記 若干人

3 事務局長は、茨城県自治研修所長を、事務局次長は、茨城県自治研修所副所長をもって充てる。

4 書記は、事務局長が任命する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月一部改正)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。